

茅ヶ崎市記者発表資料
 2026年3月23日
 経営総務部職員課 課長 鈴木 章浩
 電話0467(82)1111内線2569

職員の懲戒処分の公表について

令和8年3月12日付けで、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者および処分内容

(1) 時間外勤務手当の不適正受給

所属	市長部局
年齢	48歳
処分の対象となる行為の概要	令和5年10月から令和7年9月までの間、時間外勤務命令がなされていない時間について、時間外勤務を行った際にこれを上乗せして実績報告を行い、時間外勤務手当の支給を受けていた。不適正に支給を受けていたのは、50時間、179,023円分である。 なお、不適正に受給した手当は全額返納済みである。
処分内容	減給10分の1 6か月
処分年月日	3月12日

(2) 欠勤の発生

所属	市長部局
年齢	60歳
処分の対象となる行為の概要	休暇に係る手続を怠ったまま休暇の残日数を超えた日数の勤務を欠き、8日と3時間の欠勤を発生させた。
処分内容	戒告
処分年月日	3月12日

所属	市長部局
年齢	60歳

処分の対象となる行為の概要	所属職員が休暇に係る手続を怠ったまま休暇の残日数を超えた日数の勤務を欠き、8日と3時間の欠勤を発生させた管理監督責任。
処分内容	戒告
処分年月日	3月12日

2 市長コメント

このたびの不祥事は公務員としてあってはならないことであり、大変遺憾です。市民の皆様の市政に対する信頼を損なうものとして重く受け止めております。対象職員の懲戒処分を行ったところですが、今一度、職員の服務規律を徹底し、再発防止に努めます。